

庄原市保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業所一覧

【保育所】

(令和5年11月現在)

地域	施設名	区分	所在地 電話番号	平日・土曜日 開所時間	延長保育 時間	定員(人)	受入年齢
庄原	庄原	市立 (指定管理)	三日市町24	7:30~18:30	~19:30	200	6ヶ月~
			0824-72-0317				
	高	市立 (公営)	高町2075-6	7:30~18:30	/	45	1歳~
			0824-72-2277				
	峰田	市立 (公営)	春田町13-2	7:30~18:30	/	45	1歳~
			0824-78-2814				
	敷信みのり	市立 (指定管理)	板橋町2243	7:30~18:30	~19:30	126	6ヶ月~
			0824-72-0828				
	三日市	市立 (指定管理)	上原町1844-16	7:30~18:30	~19:30	80	6ヶ月~
0824-72-3917							
七塚	市立 (公営)	田原町10-7	7:30~18:30	/	45	1歳~	
		0824-74-1039					
山内	市立 (公営)	山内町774-3	7:30~18:30	/	45	1歳~	
		0824-74-0400					
庄原北	市立 (指定管理)	川北町19-6	7:30~18:30	~19:30	75	6ヶ月~	
		0824-72-2800					
永末	市立 (公営・八き地 保育所：休所中)	永末町37-1	平日 7:30~18:30	/	35	3歳~	
		0824-72-3517	土曜日 7:30~13:00				
西城	西城	市立 (指定管理)	西城町大佐724-1	7:30~18:30	~19:30	75	6ヶ月~
			0824-82-2931				
東城	東城	市立 (指定管理)	東城町川東1343	7:30~18:30	~19:30	170	6ヶ月~
			08477-2-2070				
田森	市立 (公営)	東城町粟田1707-3	7:30~18:30	/	35	1歳~	
							08477-2-3674
口和	みどり園	市立 (公営)	口和町湯木83-1	7:30~18:30	/	60	6ヶ月~
			0824-87-2646				
聖慈	私立	口和町大月463-1	7:30~18:30	/	20	6ヶ月~	
							0824-87-2624
高野	高野	市立 (指定管理)	高野町新市1289	7:30~18:30	~19:30	60	6ヶ月~
			0824-86-2027				
比和	比和	市立 (公営)	比和町比和535-1	7:30~18:30	/	60	6ヶ月~
			0824-85-2608				
総領	総領	市立 (指定管理)	総領町下領家71	7:30~18:30	~19:30	60	6ヶ月~
			0824-88-2701				

【幼保連携型認定こども園】

東城	小奴可こども園	私立	東城町小奴可 2530-1 08477-5-0031	2号・3号認定(保育認定)	~18:50	50	3ヶ月~
				7:20~18:20			
				1号認定(教育認定)			
				8:30~14:00	~18:50	10	3歳~

【幼稚園】

庄原	庄原幼稚園	私立	西本町1-4-28	平日	8:30~16:00	7:40~ ~18:30	40	満3歳~
			0824-72-0144	土曜日	8:30~11:00(月1回)	/		

【地域型保育事業】

庄原	光寿保育園	※事業所内保育 (地域枠)	尾引町263-2	平日	7:30~18:30	~19:30	5	6ヶ月~2歳
			0824-74-0530	土曜日	7:30~18:30	/		
	タンネの森		西本町2-8-11	7:30~18:30	~19:00	5		
0824-74-6636								
東城	ぼんぼこ山 保育園	小規模保育	東城町森149-2	7:30~18:30	/	12	6ヶ月~	
			08477-4-0501					

■市立保育所の申込人数が10人に満たない場合、休所となる場合があります。

■※地域型保育事業施設の入所を希望される方は、事前に施設へ受け入れ状況を確認のうえ、申込みをしてください。

【保育所】

保護者の就労や病气などのためにお子さんの保育を必要とする場合に、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。庄原市の保育所には、庄原市が設置する市立保育所(公営・指定管理)と社会福祉法人等が設置する私立保育所があります。

【幼保連携型
認定こども園】

教育・保育を一体的に行う、学校並びに児童福祉施設です。
①3歳以上のすべての子どもに幼児教育を行うと共に0歳から就学前の保育を提供する機能
②地域における子育て支援を行う機能を備える施設です。

【幼稚園】

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設です。

【事業所内保育事業所】

会社や事業所の保育施設などで、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育します。

【小規模保育】

少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。